

就学前障がい児の発達支援について



利用料

3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から5歳児クラス(小学校就学前)までの障がいのある子どもたちのための児童発達支援などの利用者負担が無料となります。

児童発達支援

- 就学前障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

医療型児童発達支援

- 上記の児童発達支援に加え、治療を行います。

居宅訪問型児童発達支援

- 重度の障がいなどにより外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

保育所等訪問支援

- 保育所、乳児院・児童養護施設などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

福祉型障害児入所施設

- 施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導および知識技能の付与を行います。

医療型障害児入所施設

- 施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与および治療を行います。

その他の保育サービスについて

利用料

認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業などについては、保育の必要性があると市から認定を受けた3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から5歳児クラス(小学校就学前)までの子どもを対象として、最大月額3万7,000円までの利用料が無料となります。

0歳から2歳児クラスまで(3歳になった後の最初の3月31日まで)の子どもについては、住民税非課税世帯を対象として、最大月額4万2,000円までの利用料が無料となります。

※無償化対象の保育サービスは、無償化の対象事業として市の確認を受けたものに限り、

※食材料費、教材費、制服代、通園送迎費などは、保護者の負担となります。



認可外保育施設

- 乳児または幼児を保育することを目的とする施設であって、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設をいいます。主に事業所内保育施設や託児所があります。保育内容や申し込み方法などについては、直接、施設にお問い合わせください。

一時預かり事業

- 幼稚園、保育所などに在籍していない子どもで、保護者の仕事や病気、リフレッシュなどのために、一時的な保育を実施しています。利用希望の方は、実施施設にお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター事業

- 乳幼児や小学生の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助けあう活動に関する連絡、調整を行います。利用希望の方は、平戸市社会福祉協議会にお問い合わせください。

無償化Q&A

Q どのような場合に、保育の必要性の認定を受けることができますか？

A 就労(就労日数が月15日以上で、かつ就労時間が月60時間以上)、妊娠・出産、疾病・障がい、同居親族などの介護・看護、災害復旧、求職活動、就学のいずれかに該当する場合に保育の必要性の認定を受けることができます。

Q 市内のへき地保育所の利用料も無償化の対象ですか？

A 対象となります。国の制度では無償化の対象とはなっておりませんが、市独自の施策として市内のへき地保育所についても無料としました。ただし、教材費、制服代およびお弁当は、保護者の負担となります。

Q 副食費の免除(月額4,500円上限)について、保育所などの施設が設定する料金が月額4,500円を超える場合は、どのようになりますか？

A 施設が設定する副食費の料金から4,500円を差し引いた額を施設に直接お支払いいただくこととなります。なお、食材料費(主食費、副食費)の料金は、各施設にご確認ください。

Q 子どもが病気または病気の回復期で、集団生活が困難である場合に預かってもらえる病児・病後児保育事業も今回の無償化の対象となりますか？

A 平戸市内には当事業を行う施設はありませんが、保育所、認定こども園などに入所していない子どもであって、保育の必要性があると市から認定を受けた場合は無償化の対象となります。ただし、当事業を行う施設が無償化の対象事業として市の確認を受けていることが必要です。

幼児教育・保育 無償化 のお知らせ

令和元年10月1日から
幼児教育・保育の無償化が
スタートしました!

詳しくはこちら



お問い合わせ先

平戸市役所
☎0950-22-4111

こども未来課子育て支援班
幼稚園関係 教育委員会教育総務課
発達支援関係 福祉課障害福祉班

幼児教育・保育の無償化について



令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート
 幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する
 3歳から5歳児クラスの子どもたち、
 住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの
 子どもたちの利用料が無料になります。
 また、平戸市では市独自で子育て家庭の負担軽減を図るため、幼稚園、保育所などを
 利用する3歳以上の子どもにかかる副食費(月額上限4,500円)を免除します。

給付の対象となる施設・事業

年齢と対象の世帯

利用料の内容



幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)



満3歳～5歳児クラス
全世帯

無料
(一部の幼稚園は月額2.57万円まで)

幼稚園・認定こども園の預かり保育



3歳児～5歳児クラス
全世帯

保育の必要性の認定を市から受けた場合
**幼稚園利用料に加えて
 月額1.13万円まで無料**
 ※満3歳になった日から最初の3月31日までの
 子どものうち、住民税非課税世帯の子ども
 も月額1.63万円まで無料



保育所、認定こども園など



0歳児～2歳児クラス
住民税非課税世帯

無料



3歳児～5歳児クラス
全世帯

無料



認可外保育施設など

一時預かり事業、病児保育事業、
ファミリー・サポート・センター事業も対象



0歳児～2歳児クラス
住民税非課税世帯

保育の必要性の認定を市から受けた場合
月額4.2万円まで無料



3歳児～5歳児クラス
全世帯

保育の必要性の認定を市から受けた場合
月額3.7万円まで無料

就学前の障がい児の
発達支援



就学前の障がい児の
発達支援を利用する
3歳児～5歳児クラス

無料

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)への入園について

入園資格 満3歳以上から小学校就学前までの子ども

受付場所 平戸市役所福祉部こども未来課、各支所地域振興課・出張所

入園手続きの流れ

- ① 子どものための教育・保育給付支給認定申請書を提出してください。
- ② 市から支給認定証が郵送されます。
- ③ 園と利用契約を結んでください。



利用料

- 満3歳(3歳になった日)から5歳児クラス(小学校就学前)までの子どもを対象に、基本的な利用料(保育料)は無料となります。
- 上記利用料とは別に幼児教育に係る別途費用、食材料費、教材費、制服代、通園送迎費などは、保護者の負担となります。ただし、食材料費のうち副食費については、月額4,500円を上限として免除します。

預かり保育利用料

- 共働き世帯など、保育の必要性があると市から認定を受けた場合は、預かり保育利用料が最大月額1万1,300円まで無料となります。ただし、3歳になった日から最初の3月31日までの子どもの場合は、住民税非課税世帯の子どものみが無償化の対象となり、最大月額1万6,300円まで無料となります。
※無償化の対象事業として市の確認を受けた施設に限ります。
- 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。(450円×利用日数)

新制度未移行幼稚園(子ども・子育て新制度の対象とならない幼稚園)

入園資格等 入園資格や手続きなどは、利用を希望する園にお問い合わせください。

利用料

- 満3歳(3歳になった日)から5歳児クラス(小学校就学前)までの子どもを対象に、入園料・保育料は最大月額2万5,700円まで無料となります。
- 上記利用料とは別に幼児教育に係る別途費用、食材料費、教材費、制服代、通園送迎費などは、保護者の負担となります。ただし、食材料費のうち副食費については月額4,500円を上限として免除します。

預かり保育利用料 上記「幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)」の預かり保育利用料と同じ内容になります。

保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業所への入園について

対象年齢 0歳から小学校就学前までの子どもで保育の必要性がある子ども
 ※施設によって入園可能月齢が異なります。

受付場所 平戸市役所福祉部こども未来課、各支所地域振興課・出張所

入園手続きの流れ

- ① 子どものための教育・保育給付支給認定申請書に必要書類(勤務証明書、保育所入所申込書など保育の必要性を判断できるもの)を添付のうえ、提出してください。
- ② 保育の必要性の認定(支給認定)を行います。(支給認定証の交付は、入園選考(利用調整)の結果の通知と同時にあります。)
- ③ 保育の必要性の程度などにより、入園選考(利用調整)を行います。
- ④ 保護者宛てに選考(利用調整)結果を郵送します。
- ⑤ 認定こども園および地域型保育事業所においては、施設と利用契約を結んでください。



利用料

- 3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から5歳児クラス(小学校就学前)までの子どもを対象に、基本的な利用料(保育料)は無料となります。
- 0歳から2歳児クラスまで(3歳になった後の最初の3月31日まで)の子どもは、住民税非課税世帯を対象として、基本的な利用料(保育料)は無料となります。
- 上記の子ども以外であっても、生計が同一である世帯における2人目の子どもの場合は半額、3人目以降となる子どもの場合は無料となります。
- 上記利用料とは別に幼児保育に係る別途費用、食材料費、教材費、制服代、通園送迎費などは、保護者の負担となります。ただし、食材料費のうち副食費については月額4,500円を上限として免除します。

延長保育 保護者の就労時間などの事情により、保育時間を延長できる保育所などがあります。利用には別途、延長保育料が必要です。